

コンサルタント業務の制限付一般競争入札（電子方式）に関する質疑応答集

質 問	回 答
入 札 参 加 资 格 登 録 等 （ 業 者 登 録 ）	
<p>1</p> <p>制限付一般競争入札の入札参加資格について、建設工事においては、新規業者が登録後3年間は入札に参加できないとありますが、コンサルタント業務においても同様ですか。</p> <p>また、入札参加申請を経た上で入札書の送付にあたっては、明石市における実績が必要ですか。</p>	<p>コンサルタント業務には、登録されている期間が通算して3年以上の入札参加要件は適用しません。</p> <p>また、基本的には明石市における実績は必要なく、国、地方公共団体又はそれに準ずる機関（公社・公団・事業団等）における実績が基本となります。</p> <p>※ 業務実績については、発注案件毎の公告文中の入札参加要件でお知らせしますので、必ずご確認ください。</p>
<p>2</p> <p>業種情報の変更を電子入札システムの業者情報管理システムで行い、業種の追加を申請しました。その時点で、追加申請した業種の案件が公告されている場合は、すぐに入札への参加を申請することはできますか。</p>	<p>入札参加資格者名簿に登載（反映）以後に入札への参加を申請することが可能になります。</p> <p>なお、名簿の更新は2か月（偶数月）毎に行っていますので、質問の場合、すぐに入札への参加を申請することはできません。</p>
<p>3</p> <p>当社では、入札参加要件となっている業種において、法令上で必要な登録の有効期限は更新していますが、明石市電子入札システムの業者情報管理システムにおける有効期限の更新を行っていません。この状態で入札への参加を申請した場合、どうなりますか。</p>	<p>明石市では電子入札システムを導入していますので、入札への参加を申請するためには明石市電子入札システムの業者情報管理システムにおける登録が必要となります。したがって、入札参加要件となっている業種の有効期限が入札への参加を申請するときに切れている場合は、入札への参加を申請することができませんのでご注意ください。</p>
入 札 参 加 申 請	
<p>4</p> <p>電子入札システムから入札への参加を申請しようとしていますが、「提出」ボタンが表示されず申請できません。どうすればよいのでしょうか。</p>	<p>公告文で定める入札参加要件のうち、①所在地区分、②明石市電子入札システムの業者情報管理システムに登録されている業種の有効期限、③業種、④指名停止期間でないことを全て満たしていないと入札への参加を申請することができませんので、電子入札システムの業者情報管理システムで登録内容を確認してください。</p> <p>なお、入札参加申請がない場合は、入札書を送付することができませんのでご注意ください。</p>
<p>5</p> <p>入札への参加を申請して受付票を受領しましたが、入札書を送付しないことはできますか。</p>	<p>入札への参加を申請して受付票を受領した場合において、入札書を送付しないことは可能で、電子入札システムによる辞退届の提出は任意とします。</p> <p>なお、入札書を送付した後は、辞退、撤回はできませんのでご注意ください（31参照）。</p>

市 税 の 完 納		
6	<p>公告文の入札参加要件に、「明石市税を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、明石市税の納税義務がありません。この場合には、入札参加申請を経た上で入札書を送付することはできないのでしょうか。</p>	<p>納税義務がない場合は、完納しているものとみなしますので、入札参加申請を経た上で入札書を送付することができます。</p> <p>ただし、明石市競争入札等参加資格審査申請書における受任者（支社・支店等）で、本社・本店等に明石市税の納税義務がある場合は、受任者（支社、支店等）のほか、本社・本店等も開札日の前日までに明石市税を完納している必要があります。</p>
7	<p>公告文の入札参加要件に、「明石市税を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、うっかりして開札日の当日に完納しました。</p> <p>開札の結果、当社が一番札となりましたが開札結果が出る前に完納しているので、入札参加要件を満たすと考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>入札参加要件を「明石市税を開札日前日までに完納していること」としているため、明石市税を開札日当日に完納した場合は、納付時刻が開札前か開札後かにかかわらず無効な入札となります。</p>
水 道 料 金 の 完 納（水道局発注案件のみ）		
8	<p>公告文の入札参加要件に、「明石市水道局の水道料金を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、当社は「明石市水道局の水道料金」の納入義務がありません。この場合は、入札参加申請を経た上で入札書を送付することはできないのでしょうか。</p>	<p>納入義務がない場合は、完納しているものとみなしますので、入札参加申請を経た上で入札書を送付することができます。</p>
9	<p>公告文の入札参加要件に、「明石市水道局の水道料金を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、うっかりして開札日の当日に完納しました。</p> <p>開札の結果、当社が一番札となりましたが開札結果が出る前に完納しているので、入札参加要件を満たすと考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>入札参加要件を「明石市水道局の水道料金を開札日前日までに完納していること」としているため、水道料金を開札日当日に完納した場合は、納付時刻が開札前か開札後かにかかわらず無効な入札となります。</p>

<p style="text-align: center;">国 税 の 完 納 及 び 指 定 暴 力 団 員 等 に 関 する 誓 約 書</p>		
10	<p>公告文の入札参加要件に、国税の完納に関することがあります。当社が間違いなく国税を完納しているのに、「国税の完納及び指定暴力団員等に関する誓約書」を送付する必要はあるのでしょうか。</p>	<p>「国税の完納及び指定暴力団員等に関する誓約書」は、入札書を送付するときに必要となるものですので、「国税の完納及び指定暴力団員等に関する誓約書」の添付がない場合は、書類不備となり、無効な入札となります。</p> <p>なお、「国税の完納及び指定暴力団員等に関する誓約書」の記載内容に不備がある場合についても、有効な誓約書が提出されたこととならないため、書類不備となり、無効な入札となります。</p>
11	<p>公告文の入札参加要件に、「開札日の前日までに国税を完納していること。また、落札者となった場合には、契約締結期限までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。」との記載がありますが、契約締結期限までに提出する「国税の滞納がないことを証する国税の納税証明書」とはどのようなものですか。</p>	<p>「国税の滞納がないことを証する納税証明書」とは下記の納税証明書（開札日の前日以降の日付のもの（写し（PDF形式を含む）でも可）に限る）を指します。</p> <p>①個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）</p> <p>②法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）</p>
12	<p>当社が落札者と決定されたため、国税の滞納がないことを証する納税証明書の交付請求を行ったところ、国税の滞納があったことが判明し、契約締結期限までに当該納税証明書を市に提出できませんでした。</p> <p>この場合は、どのような取り扱いとなるのですか。</p>	<p>落札者となった場合、当該落札者は契約締結期限までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書を市に提出していただくことを入札参加要件としており、「国税の完納及び指定暴力団員等に関する誓約書」でもその旨を誓約していただいております。</p> <p>このため、当該落札者が契約締結期限までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できない場合は、誓約内容に反することになり、入札参加要件を満たしていないにもかかわらず落札決定を受けたことになるため、当該落札者に対して、落札決定の取消及び指名停止措置（6か月）を行うこととなりますので、十分にご注意ください。</p>
13	<p>税務署との協議により、法人税を分納していますが、当社が落札者と決定されたため、税務署に国税の滞納がないことを証する納税証明書の交付請求を行ったところ、当該納税証明書を発行できないとのことでした。</p> <p>この場合については、国税の滞納がないものとして扱ってもらえますか。</p>	<p>入札参加要件においては、落札者に契約締結期限までに国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出することを求めていますので、質問の場合においては、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できないことになり、入札参加要件を満たさないこととなります。</p> <p>なお、国税の滞納がないことを証する納税証明書が交付されるかどうかについて疑義がある場合は、入札書を送付する前に税務署に確認しておいてください。</p>

所在地区分	
14	<p>入札参加要件における市内業者等の所在地区分の考え方を教えてください。</p> <p>入札参加要件における所在地区分は、以下のとおりです。</p> <p>①市内業者 ＝ 明石市内に本店を置き、かつ、その本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者</p> <p>②準市内業者 ＝ 明石市内に支店・営業所等を置き、かつ、その支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者</p> <p>③県内本支店業者 ＝ 兵庫県内に本店を置き、かつ、その本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者、又は兵庫県内に支店・営業所等を置き、かつその支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者</p> <p>④大阪本支店業者 ＝ 大阪府内に本店を置き、かつ、その本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者、又は大阪府内に支店・営業所等を置き、かつその支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者</p> <p>⑤その他業者 ＝ 明石市における入札参加資格者として登録されており、上記①から④のいずれにも該当しない者</p>
設計図書	
15	<p>設計図書を入手する方法を教えてください。</p> <p>入札情報サービスの「入札公告詳細」画面の「添付文書」欄からダウンロードしてください。</p>
16	<p>他社から、特定の「業務の設計図書を入手したかどうか」という問合せがあった場合は、どのように対応すればよいのでしょうか。</p> <p>設計図書の入手について、業者間で問合せ等を行うことやこれに応えることは、犯罪となる可能性がありますので、そのような行為は絶対に行わないでください。</p>
配置技術者	
17	<p>配置予定技術者が複数の資格を保有している場合には、配置予定技術者調書に記載する保有する国家資格等はどのようにすればいいですか。</p> <p>公告文の入札参加要件で指定している資格を記入してください。</p>
18	<p>コンサルタント業務については、RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）でも全案件について、入札参加申請を経た上で入札書を送付する</p> <p>配置予定技術者として RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）を認める場合は、公告文の入札参加要件に記載しています。</p> <p>なお、配置技術者技術者調書の「保有する国家資格等」</p>

	ことができますか。	欄のドロップダウンリストには RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）が含まれていますが、RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）を認めていない場合に、RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）を選択（記載）すると無効な入札となりますのでご注意ください。
19	配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者は、契約締結までに変更できますか。	入札時届出の配置予定技術者について、落札者が落札決定日から契約締結期限の前日までに発注者に申し出て、配置予定技術者変更申請書を提出した上で、発注者が認めた場合に限り、変更できます。
20	配置予定技術者調書に記載する者が雇用予定なのですが、その者で入札書を送付できますか。	配置予定技術者は開札日において、貴社と直接的かつ3か月以上の恒常的雇用関係を有するものである必要があり、確認できない場合は、無効な入札になります。
21	契約締結時に届け出た技術者は、契約締結後に変更できますか。	当該技術者の死亡、傷病又は退職等、真にやむをえない場合を除き、変更することはできません。
22	現在実施中の業務のない技術者が1人しかいない場合に、何件まで入札書を送付できますか。	入札書を送付する案件が技術者の専任を求めているものである場合は、技術者1人につき2件まで入札書を送付することができます。ただし、落札者となれるのは1件までです。 また、入札書を送付しようとする案件が全て配置技術者の専任を求めているものである場合は、技術者1人につき、複数案件の入札書を送付できます。
23	同一開札日の複数の業務において、同じ技術者を記載して入札書を送付してしまったのですが、その取扱いはどうなりますか。	入札書を送付した案件が全て技術者の専任を求めているもので入札書を送付した件数が2件の場合は、開札時刻の早い方の案件が有効な入札となります。なお、3件以上入札書を送付した場合は、全て無効な入札となります。
		入札書を送付した案件が全て専任を求めているものである場合は、当該入札は全て有効となります。ただし、技術者の専任を求めている業務に配置されている技術者を配置予定技術者として入札書を送付した場合は、無効な入札となります。
		入札書を送付した案件が技術者の専任を求めているものと技術者の専任を求めているものである場合は、技術者の専任を求めているものは無効な入札となり、技術者の専任を求めているものについては有効な入札となります。 ただし、技術者の専任を求めている業務に配置されている技術者を配置予定技術者として入札書を送付した場合は、無効な入札となります。

24	<p>同一開札日でかつ配置技術者の専任を求めている案件2件以上において、手持ち業務のない同一の技術者を配置予定とし、2件以上の案件で落札候補者となった場合は、落札候補案件の中から落札する案件を選ぶことはできますか。</p>	<p>落札候補者が落札する案件及び案件数を選ぶことはできません。</p> <p>なお、手持ち業務のない同一の技術者を配置予定とし、2件以上の案件で落札候補者となった場合は、開札執行時刻が最も早い案件から順に、当該落札候補者の審査を行い、審査上問題がなければ、落札候補者の意向に関わらず、開札執行時刻が早い順の2件の案件について落札者になります。</p>
25	<p>保有する技術職員の届出書には、当社の保有する技術職員全員を記載する必要がありますか。</p>	<p>技術職員全員の記載は不要です。</p> <p>入札参加要件で求めている資格を有する技術職員を記載してください。複数の資格を必要としている場合には、必要とされる資格すべてについて記入してください。</p> <p>また、入札参加要件で保有する技術者の人数に指定（「〇〇〇」の技術者を「△名」以上有すること等）がある場合には、配置予定技術者を含め「△名」記載してください。</p>
業 務 費 内 訳 書		
26	<p>入札書の金額と業務費内訳書のコピー金額とが異なると無効な入札になりますか。</p>	<p>業務費内訳書は入札金額の根拠となりますので、金額が異なると無効になります。業務費内訳書に不備があった場合も、無効な入札となることがありますのでご注意ください。</p> <p>また、値引きにより入札金額と一致させている場合も、無効な入札となりますのでご注意ください。</p>
27	<p>業務費内訳書の様式を独自に作成してもよろしいですか。</p>	<p>必ず入札情報サービスの「入札公告詳細」画面の「添付文書」欄からダウンロードしたものを使用してください。</p>
業 務 実 績		
28	<p>業務実績調書はどのようにして作成するのですか。</p>	<p>入札情報サービスの「入札公告詳細」画面の「添付文書」欄からダウンロードしたファイルの「業務実績調書」シートに、入札参加要件として求められている業務実績を満たす業務の詳細を記入してください。</p> <p>また併せて、業務実績調書に記載した業務実績が確認できる契約書の写し、特記仕様書及びテクリスにおける業務カルテ（発注機関が発行する業務実績調書でも可）等をPDF形式で添付してください。</p>
入 札 書		
29	<p>入札書はいつ送付することができますか。</p>	<p>入札書受付期間の午前9時から午後5時まで送付することができます。</p> <p>なお、最終日の午後5時前はインターネット回線が込み合ってログインできない場合がありますので、余裕を</p>

		持って入札書を送付するようにしてください。
30	当社のパソコンの時計ではまだ入札受付期間内であったのに、入札書を送付できませんでした。どうしてですか。	電子入札の時間の管理は全て電子入札システムサーバーが行っているため、入札書送付期間もそれによることとなります。 なお、入札書の送付にあたっては、余裕を持って行うようにしてください。
辞 退 ・ 撤 回		
31	入札書等を送付後、内容に不備のあることが判明したので、辞退したいのですが可能ですか。	一度入札書等を送付すれば、落札者決定前であっても、撤回や入札の辞退はできません。また、落札者決定後の辞退は、指名停止等の措置の対象となります。
開 札		
32	入札参加の資格は無いのですが、開札を傍聴することはできますか。	開札を傍聴することはできます。担当職員の指示に従い、携帯電話等は電源を切るか、マナーモードとし、開札場所内での通話や私語は禁止します。
33	立会人になることはできますか。	電子方式案件については立会人を置きません。 なお、開札を傍聴することはできます（32 参照）。
予 定 価 格 等 の 公 表		
34	公告文に「開札後公表します。」と記載のある予定価格及び固定型最低制限価格の公表の方法を教えてください。	入札結果確定後に電子入札システムの入札情報サービスにより公表します。
再 度 入 札		
35	再度入札はどのような場合に実施するのですか。	入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で固定型最低制限価格以上の入札参加者がいない場合は、再度入札を実施することがあります。 なお、予定価格を事前公表し、変動型最低制限価格制度を適用した案件については再度入札は実施しません。
36	1 回目の入札に参加した者は全て再度入札に参加できますでしょうか。	1 回目の入札において固定型最低制限価格未満の入札参加者を除く有効な入札参加者が、再度入札に参加できます。 なお、再度入札を実施するときは、上記の者に電子入札システムにより再入札通知書を送付します。
37	再度入札は何回実施するのでしょうか。	原則として、1 回とします。
38	1 回目の入札の最低金額を超えた入札書を送付した場合は、どうなりますか。	無効な入札となりますので、入札する場合は、1 回目の入札の最低金額を下回る価格で入札書を送付してください。

固定型最低制限価格制度

39 明石市における固定型最低制限価格制度とはどのような制度ですか。

固定型最低制限価格制度とは、最低制限価格をあらかじめ設定し、それに満たない金額での入札を失格とする制度です。

なお、最低制限価格（税抜）は予定価格（税抜）の70%から90%の間で案件ごとに設定します。このため、最低価格入札者であっても落札者とならない場合があります。

【固定型最低制限価格（税抜）の設定方法】

業種区分	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額×90%	一般管理費等の額×48%
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費×60%	諸経費の額×60%
設備関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額×90%	一般管理費等の額×48%

最低制限価格（税抜）＝①＋②＋③＋④

※計算式より算出した額が上記の【範囲】を下回った（上回った）場合には、下限（上限）値で設定

変動型最低制限価格制度

40 明石市における変動型最低制限価格制度とはどのような制度ですか。

変動型最低制限価格制度とは、最低制限価格を事前に定めるのではなく、入札金額から算出する制度です。

具体的には、1件の発注案件について有効な入札参加者が5者以上の場合に、下位（入札金額の低い）5者の入札金額の平均額を求め、平均額に85%を乗じて算出された失格値未満の入札については失格となります。このため、最低価格入札者であっても落札者とならない場合があります。

契約からの暴力団等排除

41 契約締結までに暴力団排除に関する「誓約書」の提出が出来ない場合でも契約は締結できますか。

契約の締結はできません。

なお、契約締結までに暴力団排除に関する「誓約書」の提出が出来ない場合は指名停止措置（3か月）を行いますので十分に注意してください。

42 再委託契約を締結する場合に「暴力団等排除に関する特約」に準じた規定を契約書に定めるとありますが、準じた規定とはどのような意味でしょうか。

準じた規定とは明石市が規定する「暴力団等排除に関する特約」の内容を全て満たしている規定という意味です。

特約につきましては、ホームページに掲載している特約の様式を活用し、契約書に含ませて再委託契約を締結してください。

43	再委託契約による暴力団排除に関する「誓約書」はいつの時点で、どこに提出すればよいでしょうか。	再委託契約の締結を行う際に再委託の受託者から徴収してください。 その後、再委託の受託者から徴収した暴力団排除に関する「誓約書」を業務の完了届の提出時までに業務主管課に提出してください。
そ の 他		
44	パソコンが故障してしまい、入札書を送付することができません。どうすればよいでしょうか。	例外的に紙入札により参加できる場合がありますので、事前に財務室契約担当に連絡の上で紙入札参加承諾願を提出してください。
45	入札参加要件を全て満たす有効な最低価格入札者（落札候補者）が複数存在する場合はどうなりますか。	電子くじにより、落札者を決定します。

※本文書の内容及び関係法令等の不知を理由として入札に関する異議を申し立てることはできません。

令和5年4月1日現在